

「個人情報保護法改正」に伴うPTA運営について

さいたま市PTA協議会

【個人情報保護法とは】

個人情報とは、生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。

「個人情報保護法」とは、個人情報の利用が著しく増えている時代の中にあって、国・地方自治体・個人情報を取り扱う事業者が守るべき義務などを定めたもので、個人の権利と義務を保護することを目的に平成17年4月1日に施行された。当初の適用対象は5,000件以上の個人情報を扱う民間の事業者とされたため、対象は限られていた。

【個人情報保護法の改正とPTA】

平成29年5月30日に個人情報保護法が改正され、以前まで適用除外されている小規模事業者（保有する個人情報が5,000人以下の企業）が、法改正により「個人情報保護法」の対象となる。

PTAは、小規模事業者ではないが、「個人情報保護法」の対象となり、法の改正により適用範囲が大幅に拡大され、PTAも法律により個人情報の取り扱いに制約を受ける団体になった。

【個人情報保護法の5つの基本】

① 個人情報を取得するときのルール

個人情報の利用目的を明示した上で、本人から収集する。

② 個人情報を利用するときのルール

取得した個人情報は、①で示した利用目的の範囲内でのみ利用する。

③ 個人情報を保管するルール

個人情報は、安全に管理する。

※取り扱い者を必要最低限の者に限定し、電子ファイルであればパスワード設定やウイルス対策ソフトの利用。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。など

④ 個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要。

但し、以下の場合等は、同意不要。

- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（災害救助等）
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（児童虐待等の保護に関すること等）
- ・個人情報の利用を伴う業務を委託する場合。

⑤ 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

個人情報について本人から、開示、訂正又は削除を求められた場合、速やかに対応する。

【個人情報の取扱い】

《会員に利用目的を通知する》

会員の情報は、その利用目的を会員本人に知らせる（通知する）ことが必要。なお、本人から書面で個人情報を取得する場合には、「あらかじめ」利用目的を明示することが必要。

すでに取得している会員の情報がある場合は、利用目的を総会や文書等で早めに会員に通知することが必要。

みだりに、利用目的を変更したり、拡大してはいけない。また、変更・拡大が生じた場合は必ず本人に知らせる（通知する）。

《管理の仕方を文書にする》

各単位PTAで管理の仕方を決め、詳細を「個人情報取扱規則」として文書化し、規約に定める。

「個人情報取扱方法」を作成する場合のポイント

① 取得するとき ～ 取得する情報の内容を決める ～

会員から情報を取得する時は、氏名・住所・電話番号・生年月日等、活動に必要な内容を決める。利用目的を本人に知らせる。「この情報は〇〇活動に利用し、活動以外の目的で使用することはありません。」と、目的をはっきりと伝える。また、要配慮個人情報（病歴、生涯、医師等からの指導、調剤情報等）の収集については、法律上本人の同意が必要。

※収集の目的は「活動に必要な連絡」と「活動に対して掛ける保険加入」に限定してもいいのではと思います。それ以外の目的で使用するケースは思い浮かびません。あとは個々に必要になるケースだと思いますし、そういったケースでは無断で第三者に連絡先等を伝えるようなことはないはずで

② 利用するにあたって ～ その情報をどう利用するかを決めておく ～

主な使途や内容を周知する。取得した情報をどのように利用するのか、その内容・利用目的・提出先等あらかじめ決めて会員に知らせておくことが大切。

[主な使途や内容]

*PTAでどのような情報をもっているか（氏名・住所・電話番号等）

*どのように利用しているか（PTA活動に必要な名簿作成等）

たとえば、以上のような内容を「個人情報取扱規則」の中で決め、会員には総会で年1回、新会員には入会時に文書提示することで周知を図る。

③ 管理の方法 ～ 情報の安全な管理の仕方を決めておく ～

大切な会員の情報は適正に管理する。PTAであらかじめ、情報を管理する人を決めておく。必要なくなった情報を廃棄する時期や方法も決めておくことよい。

④ 提供 ～ 情報の提供先（第三者）を決めておく ～

提供には同意が必要であり、情報を第三者に提出する場合は、あらかじめ本人の同意が必要。法令に定める場合を除き、勝手に個人データを渡してはいけない。

※防犯活動で必要なケースで自治会（地域防犯組織）に伝える場合も、本人に確認してから、伝えましょう。

【これからは…】

これらのことを踏まえ、個人情報の取扱いについて各単位PTAにて「個人情報取扱規則」などを作成し、個人情報の管理・運用方法を厳に定めなくてはならない。

規則の中では、各単位PTAの実情に合わせて取扱いに関する詳細を決めることが望ましい。

PTAの参加については書面にて入会の意思確認と個人情報利用の承諾をもらう必要がある。

《学校との連携》

学校とPTAは車の両輪と例えられるように、児童・生徒の健全育成という目的を同じくし、お互いになくなくてはならない協働体です。個人情報のやり取りに関しては学校とよく話し合い、ルールを決めて行ってください。

《PTAへの加入確認》

既に参加されている保護者の方へは個人情報利用方法を説明し、承諾をもらわなくてはなりません。新入生へは入学前にPTA加入と個人情報利用についての承諾が必要です。学校と話し合い、承諾を得るタイミングを決定する必要があります。